

「インターネット上の著作権侵害」 対処法と問題点

浅川有三（弁護士）

インターネット上の写真画像の不正使用については、何度か会報でも取り上げましたが、未だ有効な手段を見出せません。しかし画像検索精度の高いドイツの COPYTRACK（日本事務所有）などを使用して、一般の方でも不正使用の削除請求や損害賠償請求ができるようにはなってきました。ところが個人による不正使用が野放し状態の SNS（Facebook や Twitter 等）での問題は解決されていません。個人責任が前提の SNS の使用は法律や制度面から、もっと議論されるべきだと考えています。今回は、現在の写真画像不正使用に弁護士として実務に携わっている浅川有三氏に対処法と問題点を指摘して頂きました。（著作権委員会）

■はじめに

情報のデジタル化により、情報の複製や保存、移動などが容易となり、アナログでのやり取りをしていた時代に比べると、生産性、利便性の向上は疑う余地はありません。また、近年のインターネットの急速な普及、発展により、誰でも情報の獲得や発信が簡単にできるようになりました。しかしながら、情報のデジタル化とインターネットの普及によって、著作物の権利侵害が容易となり、権利の回復方法も極めて困難となっています。そこで、インターネット上で著作権侵害がなされた際の対応方法について、考えていきたいと思います。

■インターネット上の著作権侵害の特色

インターネットにおける著作権侵害の特色として、データの取得、複製、アップロードが極めて容易である、ということがまず挙げられます。インターネット上においては、データは全てデジタル化されておりますので、その取得、複製はワンクリックで誰でも簡単にできてしまいます。それに加え、データをインターネット上に展開する、アップローダーと呼ばれるサービスや、Facebook や Twitter などの SNS 等の発達により、ひとたび流出したデータは、瞬く間に拡散することとなります。次の特色として、権利の回復のため、発信者の情報開示が必要となる、という点が挙げられます。インターネットは匿名性が高く、実名での利用が多いとされる Facebook でさえ、本当の名前で利用しているかどうかはわかりません。そのため、仮に権利を侵害してしまった場合、削除だけではなく、権利を回復するための損害賠償請求を行うためには、その前提として、誰によって権利を侵害されているのかを特定することが必要となります。このように、インターネット上での著作権侵害については①容易かつ侵害のスピードが速い、②権利回復のため発信者を特定しなければ

ならない、という特色があります。

■発信者情報開示の方法と問題点

（1）発信者情報開示の方法

では次に、発信者を特定するための具体的な方法についてご説明いたします。通常、権利侵害がなされた場合には、そのデータが保存されているサーバを運営するホスティングプロバイダや、侵害が行われたサービスの運営者に対し、侵害者の情報を求めます。このとき、侵害者が自らの管理するホームページ等で無断に著作物を使用する場合（管理者と侵害者が同一）には、ホスティングプロバイダが管理者＝侵害者の情報を持っていることが多く、1 度の手続で侵害者までたどり着くことができますが、インターネット上の権利侵害の多くは、SNS や匿名掲示板など、侵害者が他人の管理するサービスを利用して行われており、その場合には、ホスティングプロバイダや運営者は、当該侵害行為に紐付けられた IP アドレス以外の情報を持ち合わせていないのが通常です。従って、侵害者と運営者が別個の場合には、まず運営者やホスティングプロバイダに対し、侵害行為に紐付けられた IP アドレスの開示を求めた後、当該 IP アドレスを実際に侵害者に付与したプロバイダに対し、侵害者の情報開示を求めていくことになります。その際、一部サービスの運営者は、任意での IP アドレス開示に応じているものの、多くは裁判所の決定がなければ開示を行わない、という取扱いをしている上、侵害者の氏名や住所を所持しているプロバイダは、侵害者が同意しない限り、裁判所の判決がなければ、任意に開示をすることはありません。従いまして、発信者情報開示請求には、まず管理者（ホスティングプロバイダ）から裁判所の決定を得た上で IP アドレスの開示を受け、その後、当該 IP アドレスを付与したプロバイダに対し、訴訟を提起して発信者の情報の開示を受ける、という 2 段階の裁判手続が必要となります。

(2) IP 保存期間の問題

先に述べたとおり、侵害者に直接繋がる情報を所持しているのは、運営者でなく、IP アドレスを付与したプロバイダですが、通常プロバイダは、おおむね3ヶ月を経過すると、IP アドレスを削除してしまいます。そのため、まずは IP アドレスを削除される前に、プロバイダに対し IP アドレスの保存を申し立てることになりますが、上記のとおり、IP アドレスを付与したプロバイダを特定するためには、運営者から IP アドレスを取得する必要があります。通常、IP アドレス開示のための訴訟手続は、簡易な裁判手続である仮処分を行うことが認められていますが、Twitter や Facebook で侵害行為がなされた場合、運営者は外国法人であるため、送達の関係上、仮処分の結果が出るまで1ヶ月～2ヶ月程度かかってしまうこともあります。そうしますと、仮にプロバイダの IP アドレス保存期間が3ヶ月であった場合、遅くとも侵害行為がなされてから、1ヶ月前後で IP アドレス取得のために仮処分を申し立てる必要があります。その上、侵害者の中には、プロキシサーバと呼ばれる中継サーバを経由して、侵害行為を行うものも存在します。プロキシサーバを経由して侵害行為が行われた場合、侵害行為のあった掲示板等のサーバのログには、プロキシサーバの IP アドレスしか残っていないため、再度、プロキシの管理者に対しアクセスログの請求を行うこととなりますが、何重にもプロキシサーバを経由されてしまっていた場合には、時間的にも技術的にも追跡が極めて困難となってしまいます。このように、そもそも侵害行為を発見してから、侵害者を特定するための時間的余裕が極めて短いことは、現状の発信者情報開示請求の問題点の一つと言えます。開示請求が簡易になりつつあるとはいえ、法整備が未だ追いついていないと言えます。

(3) その他の問題

その他、発信者情報開示の問題点として挙げられるのが、プロバイダが侵害者の情報を所持しているかどうか、仮処分を経た後でないとわからない、という点が挙げられます。通常、インターネット回線に接続する場合には、契約したプロバイダからアクセス回線の提供を受け行い、その際に固有の IP アドレスを付与されますので、IP アドレスが分かれば、侵害者の情報を得ることができますが、ホテルや空港などで提供されている、一般公開された無料の公衆無線 LAN 等を使用してインターネットへ接続された場合、どのあたりから侵害行為が行われたか、ということは判明するものの、その場にいた誰が侵害行為を行ったのか、ということ特定することはほぼ不可能となってしまいます。もっとも、当該侵害行為がこのような無料の公衆 LAN を使用して行われたのか、あるいは、侵害者の契約するプロバイダの回線を使用して行われたのか等について

は、実際に IP アドレスを取得してみないと判明しません。経験が豊富な弁護士の場合ですと、侵害の態様等により、ある程度の予測はつきますが、最終的には、費用と時間をかけて仮処分を行わなければならない、侵害を受けた者に対する負担が大きくなってしまっているのが現状です。

■最後に

法の整備や裁判所の運用により、発信者情報開示は容易になりつつあると言っても、まだまだ侵害を受けた権利者の負担は大きく、権利侵害の容易性に比較して、権利回復は困難となってしまっています。理由として、権利侵害の態様が新しく法整備が追いついていないことや、欧州で認められている権利回復の方法が認められていないことなど様々な要因があるため、残念ながらすぐに解消できるものではありません。そのため、データはインターネット回線に繋がっていないサーバに保存するなどの、そもそも権利侵害をさせない自衛手段を採ることや、権利の侵害を受けていないかのチェックを定期的に行い、万が一権利侵害を発見した際には、現に受けている権利侵害を止めると共に、侵害者を特定できるよう、できるだけ早期に専門家に相談するように心がけて下さい。

【用語解説】

- **SNS (social networking service)** : Twitter や Facebook など、人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型の会員制サービス。
- **ホスティングプロバイダ** : 独自ドメインの取得や管理を専門にした提供社 (者)。レンタルサーバビジネスを行う会社。
- **IP アドレス (Internet Protocol address)** : インターネットに接続された機器に割り当てられる識別番号。ネットワーク上の住所や電話番号のようなもの。
- **プロキシサーバ (Proxy server プロキシ、プロキシーとも)** : 代理サーバ。キャッシュ機能を生かした高速なアクセスや安全な通信などを行うための中継サーバのこと。現在では接続情報を隠すために使われるケースが増えている。

浅川有三(あさかわ・ゆうぞう)



1997 年 4 月 慶應義塾大学経済学部
入学
2001 年 4 月 (有)アンフィニ設立
2009 年 11 月 司法試験合格
2011 年 9 月 衆議院議員政策担当秘書
2011 年 12 月 都内法律事務所勤務
2015 年 1 月 浅川綜合法律事務所開設